

徳島県選挙管理委員会告示第六号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年二月二十一日から施行する。

令和三年三月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中144の項の次に次のように加える。

145	稲山病院 介護医療院	徳島市南田宮4丁目3番9号
146	木下病院介護医療院	徳島市南未広町4-70
147	介護医療院 鳴門山上病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205番地の29
148	徳島ロイヤル病院介護医療院	小松島市中田町字新開48番地
149	介護医療院鴨島病院	吉野川市鴨島町内原432番地
150	介護医療院美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497